

第1回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成15年11月27日（木）午後2時から午後4時30分まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

栗津宣之，池田正樹，加納航治，川嶋孝子，新村 章，高田光雄， 田山一郎，
中西和之，中西たえ子，村上 勁，山本晃生，脇田喜智夫， 矢野敬一，大山隆
司，蒲原範明

（事務担当者）

原田一男，里川幹雄，長路基樹，新見雅信，園田恭弘，小坂由人

4 議題

- (1) 委員長の選任等
- (2) 委員会の運営に関し必要な事項
- (3) 意見交換
- (4) 次回の予定等

5 議事（■委員長，○委員，◆事務担当者）

- (1) 所長あいさつ
- (2) 局長説明（京都地方裁判所委員会の概要について）
- (3) 委員の自己紹介
- (4) 委員長の選出等

ア 委員長の選任

大山隆司委員（裁判官委員）が，委員長に選任された。

なお、委員長の選任にあたり、次のような意見が述べられた。

- 所長（大山委員）に委員長をしていただきたい。
- 当面は、所長（大山委員）に運営をしていただくのが適当である。
- 法曹関係者以外の方に、ぜひ委員長をしていただきたい。
- 当面、委員長を所長（大山委員）にやってもらうとしても、実質的なこの委員会の運営が進んでいく中で、改めて考えてみるという機会もつくるべきではないか。

イ 委員長代理の指名

大山委員長は、蒲原範明委員（裁判官委員）を委員長代理に指名した。

(5) 委員会の運営に関し必要な事項

ア 議事録の公開

委員会において出された意見（発言した委員の氏名は表示しない。）を各委員に確認したうえ、「議事概要」として京都地方裁判所のホームページに掲載する。委員名簿も公開する。

イ 報道機関に対する委員会の公開

(ア) 議事の傍聴は認めない。

(イ) 報道機関からの要望があれば、冒頭（所長あいさつまで）における撮影を認める。

なお、議事録の公開及び報道機関に対する委員会の公開について、次のような意見が述べられた。

- 委員会には、一個人として参加すればよいと聞いている。肩書で物を言うということになると立場上なかなか発言もしにくいこともある。自由闊達な意見交換が目的ということであれば、発言しやすい方がいいので氏名や肩書は記載しない方がよい。
- 委員会でどういう意見がだされたかが重要なのであって、誰がその意見を言ったかということとは関係がないのではないか。

- 過去に行政の委員会などに入ったこともあるが、ほとんどクローズで詳細な議論の内容がなかなか一般の府民，市民に届かないというもどかしさを感じていたことがある。本来は報道機関に公開して意見を述べ合うということが正しいのではないか。
- 委員会は審議過程が非常に大事であるが，議事概要ということで，簡略化されて，結論だけが出てくるということではいけない。名前，肩書きは載せなくても良いが，できる限り詳しい内容を広報していただきたい。
- 議事概要の公表というのが適当だと考える。さまざまな審議会等で議事概要の公表というのが行われることが多いが，2通りあって，議論をされたことを要約して書かれる議事概要は，公表の価値が薄くなる。むしろ，議論されたことを正確に，何が議論されたのかということを引きとって把握した上で書かれる概要は，そのまま正確な一言一句書かれた議事録よりもはるかに公表の価値があると感じている。そういう形での公表を希望する。

(6) 意見交換

まず，事務担当者から，別添資料に基づいて，「裁判所における広報」について，概略説明があった。

次に，裁判所からの情報を効果的に国民に伝え，裁判所をより身近に感じてもらうためにはどのような広報が効果的か等の観点から活発な意見交換が行われた。各委員からは，次のような幅広くかつ建設的な意見が出された。

- ホームページのヒット数は，1日平均どれぐらいか。
- ◆ 最高裁判所が平成9年にホームページを始めてから，平成14年度末で約300万件である。最近は年間100万件ずつくらい伸びていた。年1日平均のヒット数は出していない。京都地裁でどれだけのヒット数があるのかということについては，カウントをする形になっていないので把握できてない。
- 「京都地方裁判所」という名前で検索したが，出てこなかった。「Google」でも「Yahoo!」でも，「京都地方裁判所」とか，「京都簡易

裁判所」で検索すれば、ホームページの一番上のところに出てくるように何か工夫はできないのか。

○ 裁判所に提出する書類や先程説明のあった法廷傍聴の申し込み書類があるが、その書式はコンピューターからダウンロードできるのか。

◆ いわゆるアクロバットリーダーというような形でダウンロードできるようになっているものもあるし、法廷傍聴の申し込み書類のように画面をコピーして印刷してもらう形式のものもある。

○ 地方裁判所のホームページのページの内容は、ある程度どこも同じような内容で規制がされているのか。京都地方裁判所で独自の形式で作れるのか。

◆ 基本的な形や掲載する項目は、ほぼ同じになっているが、その範囲の中では、各地の裁判所で工夫している。そういう面で見ると、非常に力を入れている庁と、まだ、不十分な庁もあると思う。

○ 京都地方裁判所の広報全体の予算はいくらか。また、京都地方裁判所のホームページ関係の予算は年間どのくらいあるのか。

◆ 先ほど申し上げたように、最高裁判所の中に各地の裁判所のホームページが入っており、裁判所全体としてホームページが作られているので、京都地裁だけで見るとどれだけかということは、把握できない。

京都地方裁判所としての広報に関する予算は、あらかじめ決まっている訳ではない。例えば、憲法週間等の行事について企画をする際に、講師謝金とか旅費等について必要に応じて、その都度、上級庁に上申をして予算をもらうことになっている。

○ ホームページで非常にきめ細かくいろんな広報をしているが、あまり世の中には知れ渡っていないのではないか。

京都地方裁判所としてのホームページのヒット数を把握していないようであり、情報を伝えるということは多分やっていると思うが、実際それが届いているかどうかということについては、あまり関心を持っていないように思え

る。ただ一方的にホームページに掲載しているというだけではなくて、どれだけ本当に実際にそれを見ている人がいるのか、あるいは活用している人がいるのか、あるいはそのことによって次の何かアクションが起きるのかどうかというところまでいかないと、なかなかPR効果というところまでには至らないのではないか。

広報の予算の関係も、京都地方裁判所として予め予算化されていないということであるが、現在、京都府や京都市などの自治体や公的な機関は、広報宣伝費を使っていろんな媒体でPRをしていくということに取り組んでおり、これからは、裁判所としても同じような広報活動が必要になってくるのではないか。その中では、新聞紙面を使った広報もあるし、テレビ・ラジオを使った広報のやり方もあると思う。

京都弁護士会は、テレビを使った広報に先駆的に取り組んでいる。例えば、KBS京都では、京都弁護士会の協力で司法制度改革の特別番組を過去数回放送しており、日弁連がつくった裁判員制度についての映画を放送したという実績もある。その辺を裁判所としても参考にしながら、これからやっつけば良いのではないか。

- 意見聴取欄というか、ホームページに意見を述べることができる欄は、ぜひ設ける必要があると考える。そのことによって、また興味も持ってもらえるのではないか。また、法廷傍聴や庁内見学が増えつつあるのかということも、押さえておく必要があるのではないか。
- 京都地方裁判所は、庁舎が非常によくなったので、新しい庁舎がホームページのトップに出てくるというのは意味があるのかなと思うが、裁判所にとっても重要なのは中身であり、これからは、ホームページも建物、施設ばかりが最初に出てくるのではなく、中身である人を前面に出していくべきではないか。
- ホームページは、最高裁から京都地裁のページに入ったときに、アクセス

数をカウントするようになっておけばいいのかもしれないが、最高裁のホームページからでないと京都地裁のホームページに入れないというのは、少しアクセスの方法が難しいという感じがする。

- 裁判所のホームページの構成は、市民がアクセスするという思考パターンとは随分違った形で組み立てられている。上から下へ流すような情報の組み立て方は、ホームページの構成としてみても入っていきにくい構成のように思う。

市民の立場から見ると、それぞれ裁判所のホームページに入っていく動機が何かあって入っていくわけであり、どういう人がどういう場合にここに入ってくるのかということがわかってないと、分かりやすいホームページというのは立ち上げられない。これはホームページだけではなく、あらゆる広報活動に言えることではないかと思うが、こういう委員会をやりながら、市民がどのようなことを考えているのかということをつかんで、市民の思いというものを整理していくということから考えてもらいたい。

- 国民にわかりやすくという趣旨でのホームページ及び広報活動だと思うが、企業の立場から見ると、裁判所は国民にいろんな裁判制度を本当に理解してもらおうとしているのか、手続に関しても本当に困った方がこのホームページなり広報を見たときに、本当にわかりやすい内容になっているのか、学習機会の促進に関しても本当に集めようとしているのかということ、このホームページやいろんなパンフレットを見て感じた。本当に国民と接点を持つとされているのかなというのが、素朴な感じである。

また、企業は、一般投資家に対していろんな説明義務があるが、裁判所の場合には、国民に対して、情報公開ということに関しても、まだまだ考えていただく余地はあるのではないかと感じた。

- 裁判所のホームページの長官（所長）の紹介欄を見ると、所長がプロフィールつきで写真が出てきたが、所長が顔を見せて、しかもプロフィールまで

オープンにしているということで、とてもいい印象を持った。

しかし、どの画面をクリックしても漢字が多いというのには、ちょっと閉口した。構成あるいはデザインの問題とも関連するかと思うが、市民が誰でも、見ようかなと思えるような内容にしていきたい。

実際に市民が使うためには、例えば、Q & Aみたいにホームページのどこを見たらわかるのか、自分の知りたいことがどこに書いてあるかが分かりやすくなっていること、なおかつ、最初にその書式等が出てくること、書き方のアドバイスもあればなおいいと思う。

- ホームページを充実させていくというのは、将来的に大事なことだと思うが、国民の認知度を高めていくには、一斉に知らせる広報の媒体である新聞、テレビ、ラジオによる広報が重要ではないか。

ホームページにおいても、京都地裁独自の取り組みが広報活動の中においてもできるのかどうか。全国のどこもやってないけども、あるいは最高裁がやれと言ってないけども、京都地裁は地裁委員会で出た知恵を生かしてこれをやるというような形で独自の広報活動ができるのかどうか問題ではないかと思う。

- 裁判所というのは、基本的に来たくないところである。いわゆる一般市民としてここへ来る場合に、何のために来るのかと考えると、悩める人が来るところではないかと思う。できるだけその悩める人々が情報がとりやすい体制が必要になるが、恐らく新聞、テレビ、ラジオ等々よりも、将来的にはインターネット中心になってくると思う。

悩める人がアクセスするには、例えば医療過誤にしても交通事故にしてもどのような情報があるのか、あるいは過去どのような事件があったのか等々を調べるのは、インターネットが中心になっていくのではないかという気がする。

- 裁判所に親しんでください、来てくださいと言っても、問題を抱えていな

い人は、裁判所に行く必要性がないので、関心がないというのが実状であると思う。

ホームページでの広報も必要だが、一般市民で今インターネットを見れる人がどれぐらいいるのかということを考える必要がある。インターネットを使えない方も多い中で、窓口でどれだけ手続の相談等に関して充実しているのか、フォローしてもらえるのかということが、一般の市民にとっては必要ではないか。

- 窓口相談については、裁判所としては充実して行っているつもりであるが、それが伝わっていないということが、まず問題なのかもしれない。
- ◆ 簡裁や地裁の民事訟廷事務室では、かなり詳しい相談には乗っているが、あくまでも手続相談に限定されていて、弁護士会がやっているような中身に関する結論を導くような相談はできないという建前になっている。他にも、破産の窓口等で説明をすることもある。
- 現在は、まだまだネット中心ではないということであれば、窓口相談等が充実されなければ、なかなか裁判所が市民と身近になりにくいのではないか。
サービス業で言えば、お客様が何を欲しているのかということが分からない限り、広報はうまく効用が出ないのではないかという気がする。
- 裁判傍聴とか模擬裁判は、子供たちに対して裁判に対する理解を深めてもらい、将来のよき市民を育てるという視点が必要であり、単に仕組みを説明するだけではなく、学校と連携してそれを将来フィードバックしてもらえるようなシステムの一環として考えると、もっとより効果があるのではないかと感じた。
- 朝日新聞の「法廷メモランダム」は、裁判官みずからが筆をとって法廷でのいろんな苦悩を赤裸々に語っている。こんな手法の連載というのは目にしたことはなかった。また読んでみるとなかなかおもしろい。裁判、訴訟を指揮しながらいろんな苦悩の中におられるんだなということが、手にとるよう

にわかるという意味では、読者にとって裁判所を身近に感じる画期的な企画ではないかと思う。そういう意味で、非常に京都地裁というのは開かれているというイメージを持った。

- 市民に親しまれる開かれた裁判所ということであれば、裁判所に多くの人に来てもらって、庁舎の見学とか、裁判傍聴等の多くの機会でもらう必要があると考える。模擬裁判等の実施に向けて、広報をしたがなかなか人が集まらないで直前に中止になったことがあると聞いた。参考になるかどうか分からないが、最近、我が社では、いわゆる子供たちの活字離れということに対応して、広報活動を強めている。リーフレットを送って見学会への参加を各学校に募っている。PTAや公民館などの生涯学習のグループ、いろいろなサークルの人たちにも来てもらっている。編集の現場とか、印刷工場の見学を含め、新聞の制作から販売までの説明をしているが、参加者が非常に増えてきていると聞いている。

また、我が社では、私学が中心であるが、大学と提携して春と夏に大体2週間程度、インターンシップ制度をやっている。これは大学として学生に単位を与えるという制度で、年に2回10数人で、実際に2週間にわたって学生たちが新聞づくりの現場を体験する。さらにその中で、京都や神戸、奈良で実際にその取材の現場に先輩の記者たちと一緒に行って、模擬取材、あるいは原稿作成をしてデスクから朱を入れてもらうという作業もやったりしている。いろんな形で市民の人たちに接してもらえる広報のあり方として、裁判所の1つの参考のケースになればと思う。

- 中学生の体験学習というものがあり、大体3日ぐらいの期間でいろんな職場体験ということで京都市も取り組んでいる。そういう形が裁判所で受け入れられるのかどうか。
- 一般市民が新聞等を見ていて、判決がおかしいと思うときに、どういう経緯でその判決が下されたのかということは、どこかを見たら分かるのか。

- 著名な判決については、判決要旨等を含めてホームページに載せている。
そして、判例という形で取り上げられているときには、コメントもするというケースもあるが、すべての判決についてというわけにはいかない。
- 同じような訴訟に対して、地方裁判所で違った見解が出る場合があるが、一般市民から見れば、なぜ、そうなるのかが分からない。そういう点についての広報があれば、一般市民は読むのではないかと思う。
- それは、司法とは何かという根源的な問題を含んでおり、説明は非常に難しい。恐らく小学校、中学、要するに学校教育とも絡んでくる問題だろうし、非常に根本的な問題である。地方裁判所で意見が分かれるということは、まさに司法のありさまであるが、もっと専門的に言えば、それぞれの訴訟の資料が違うので、さまざまな要素がかみ合っただけで違いが出てくるが、これをどう説明するかというとなかなか難しい面はある。
- 京都地裁は、富有学区というコミュニティーの一部に属している。富有学区のまちづくりの冊子には、裁判所があるということは書いてあるが、裁判所の写真は一切出て来ないし、冊子の中のいろんな人のコメントを見ても、裁判所のことは全く出てこない。ということは、これだけ長い間この富有学区のかなりの面積を占めて存在しているにもかかわらず、この地域の人にも余り親しまれていないということになってくる。これは、やはりまずいのではないか。むしろ、そういう地域の活動とか町づくり活動に入っていく必要があるのではないか。参加の方法は裁判所として入るのか、職員が個人として参加するのか、いろんなやり方があると思う。そういうことをやっていくと、我々コミュニティーのメンバーだというふうに認識されて、そこで親しみが生まれて、理解が促進されると考える。
- 司法アクセスの問題については、北部では、弁護士がいない。しかも、裁判所も少ない。丹後で言うと支部は宮津、舞鶴にしかない。京都市内でも地裁というところしかなく、窓口相談といっても窓口が身近にないという状況

である。これは、裁判所だけの問題ではなく、弁護士自身の問題でもあると痛感している。あまり知られていないが、裁判所を身近につくって欲しいというニーズは高い。そこをどういうふうに橋をかけていくのか、というところに広報の役割があるのではないかという感じがしている。

また、広報の観点でも地域性、つまり地方自治体と裁判所がもっと密に連携をとるということがかなり重要になってくると思う。例えば、府政便り、市政便り、回覧板等を活用して、どこに行ったらいいのかという情報を裁判所が積極的に発信するとかなり変わると思う。

6 次回期日

平成16年3月

7 その他

次回のテーマは未定

委員会は、年3、4回程度開催することとするが、具体的な日程は、テーマ等により、柔軟に考える。

地方裁判所委員会について